

議案第1号・議案第2号 参考資料

【平成22年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会】

平成22年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会
議案参考資料

議案第1号	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・ 1
議案第2号	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・ 5

議案第 1 号参考資料

件名	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特別基金条例の一部を改正する条例の制定について																
根拠法令等	地方自治法第 241 条第 8 項																
<p>【趣旨】</p> <p>被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者に係る保険料の賦課額の軽減措置を平成 22 年度以降も継続することに伴い、その財源として当該基金を処分するため、条例の一部を改正するもの。</p> <p>【内容】</p> <p>(1) 基金処分手由の改正</p> <p>次の保険料軽減措置（現行の継続措置）に係る財源として当該基金を処分することができる旨の改正。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">保険料軽減措置（現行の継続措置）</th> <th rowspan="2">基金から充当する財源</th> </tr> <tr> <th>対象</th> <th>軽減措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">被用者保険の被扶養者であった被保険者</td> <td>被保険者均等割額の 9 割軽減措置</td> <td>9 割軽減の中の 4 割分</td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割額の 9 割軽減措置</td> <td>9 割軽減の中の 2 割分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">所得の少ない被保険者</td> <td>被保険者均等割額の 8.5 割軽減措置</td> <td>8.5 割軽減の中の 1.5 割分</td> </tr> <tr> <td>基礎控除後の総所得金額等が 58 万円以下の被保険者に対する所得割額の 5 割軽減措置</td> <td>5 割軽減の中の 5 割分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 条例の失効期限の改正</p> <p>平成 22 年 3 月 31 日から平成 25 年 3 月 31 日に改正。</p>			保険料軽減措置（現行の継続措置）		基金から充当する財源	対象	軽減措置	被用者保険の被扶養者であった被保険者	被保険者均等割額の 9 割軽減措置	9 割軽減の中の 4 割分	被保険者均等割額の 9 割軽減措置	9 割軽減の中の 2 割分	所得の少ない被保険者	被保険者均等割額の 8.5 割軽減措置	8.5 割軽減の中の 1.5 割分	基礎控除後の総所得金額等が 58 万円以下の被保険者に対する所得割額の 5 割軽減措置	5 割軽減の中の 5 割分
保険料軽減措置（現行の継続措置）		基金から充当する財源															
対象	軽減措置																
被用者保険の被扶養者であった被保険者	被保険者均等割額の 9 割軽減措置	9 割軽減の中の 4 割分															
	被保険者均等割額の 9 割軽減措置	9 割軽減の中の 2 割分															
所得の少ない被保険者	被保険者均等割額の 8.5 割軽減措置	8.5 割軽減の中の 1.5 割分															
	基礎控除後の総所得金額等が 58 万円以下の被保険者に対する所得割額の 5 割軽減措置	5 割軽減の中の 5 割分															
施行日	公布の日																
【その他参考事項】																	

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、次の各号に掲げる場合に限り、これを処分することができる。</p> <p>(1) <u>広域連合が法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者に対して埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年広域連合条例第24号。以下「条例」という。)附則第8条、附則第13条又は附則第16条の規定により読み替えて適用される第15条の規定により保険料を減額(前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号。以下「算定政令」という。)第10条第2項の規定により減額される額を除く。)</u> するための財源に充てる場合</p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、次の各号に掲げる場合に限り、これを処分することができる。</p> <p>(1) <u>平成20年度及び平成21年度における広域連合が行う後期高齢者医療の法第99条第2項の被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額(法第99条第1項及び第2項並びに第111条に規定するものを除く。)</u> のための財源に充てる場合</p>

<p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>平成21年度における埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号。以下「条例」という。）第14条第1項第1号の規定による減額の対象となる被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が当該年度の賦課期日において、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第15条第1項第4号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない世帯に属するときに広域連合が行う被保険者均等割額の減額（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号。以下「算定政令」という。）第10条第1項に規定する額を除く。）及び条例第6条に規定する基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者であるときに広域連合が行う所得割額の減額のための財源に充てる場合</u></p> <p>(6) <u>条例附則第14条の規定による被保険者均等割額の減額（算定政令第10条第1項に規定する額を除く。）のた</u></p>	<p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>広域連合が所得の少ない被保険者に対して条例第14条第1項第1号の2の規定により被保険者均等割額を減額（算定政令第10条第1項の規定により減額される額を除く。）又は条例第14条第3項若しくは附則第10条の規定により所得割額を減額するための財源に充てる場合</u></p> <p>(6) <u>広域連合が所得の少ない被保険者に対して条例附則第11条又は附則第14条若しくは附則第17条の規定によ</u></p>
<p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>平成21年度における埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号。以下「条例」という。）第14条第1項第1号の規定による減額の対象となる被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が当該年度の賦課期日において、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第15条第1項第4号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない世帯に属するときに広域連合が行う被保険者均等割額の減額（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号。以下「算定政令」という。）第10条第1項に規定する額を除く。）及び条例第6条に規定する基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者であるときに広域連合が行う所得割額の減額のための財源に充てる場合</u></p> <p>(6) <u>条例附則第14条の規定による被保険者均等割額の減額（算定政令第10条第1項に規定する額を除く。）のた</u></p>	<p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>広域連合が所得の少ない被保険者に対して条例第14条第1項第1号の2の規定により被保険者均等割額を減額（算定政令第10条第1項の規定により減額される額を除く。）又は条例第14条第3項若しくは附則第10条の規定により所得割額を減額するための財源に充てる場合</u></p> <p>(6) <u>広域連合が所得の少ない被保険者に対して条例附則第11条又は附則第14条若しくは附則第17条の規定によ</u></p>

<p>り読み替えて適用される第14条第1項第1号の規定により被保険者均等割額を減額（算定政令第10条第1項の規定により減額される額を除く。）するための財源に充てる場合</p> <p>第7条（略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条（略）</p> <p>第2条 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該残額を後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。</p>	<p>めの財源に充てる場合</p> <p>第7条（略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条（略）</p> <p>第2条 この条例は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該残額を後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。</p>
---	---

議案第 2 号参考資料

件 名	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)
<p>【趣 旨】</p> <p>平成 22 年度及び平成 23 年度の保険料に関し、所得割率及び被保険者均等割額を定めるとともに、被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者に係る保険料の賦課額について現行の軽減措置と同様の措置を継続するため、条例の一部を改正するもの。</p> <p>【内 容】</p> <p>(1) 平成 22 年度及び平成 23 年度の保険料の所得割率は、0.0775（小鹿野町の場合は 0.0693）とすること。</p> <p>(2) 平成 22 年度及び平成 23 年度の被保険者均等割額は、40,300 円（小鹿野町の場合は 36,020 円）とすること。</p> <p>(3) 被用保険の被扶養者であった被保険者に対し、当分の間、被保険者均等割額の 9 割を軽減する（軽減後の被保険者均等割額を 4,030 円とする）こと。</p> <p>(4) 被保険者均等割額が 7 割軽減される被保険者に対し、当分の間、その軽減割合を一律 8.5 割とする（軽減後の被保険者均等割額を 6,040 円とする）こと。</p> <p>(5) 改正後の条例の規定は、平成 22 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 21 年度分までの保険料については、なお従前の例によること。</p>	
施 行 日	平成 22 年 4 月 1 日
<p>【その他参考事項】</p>	

平成22年度以降における保険料軽減

[被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する軽減]

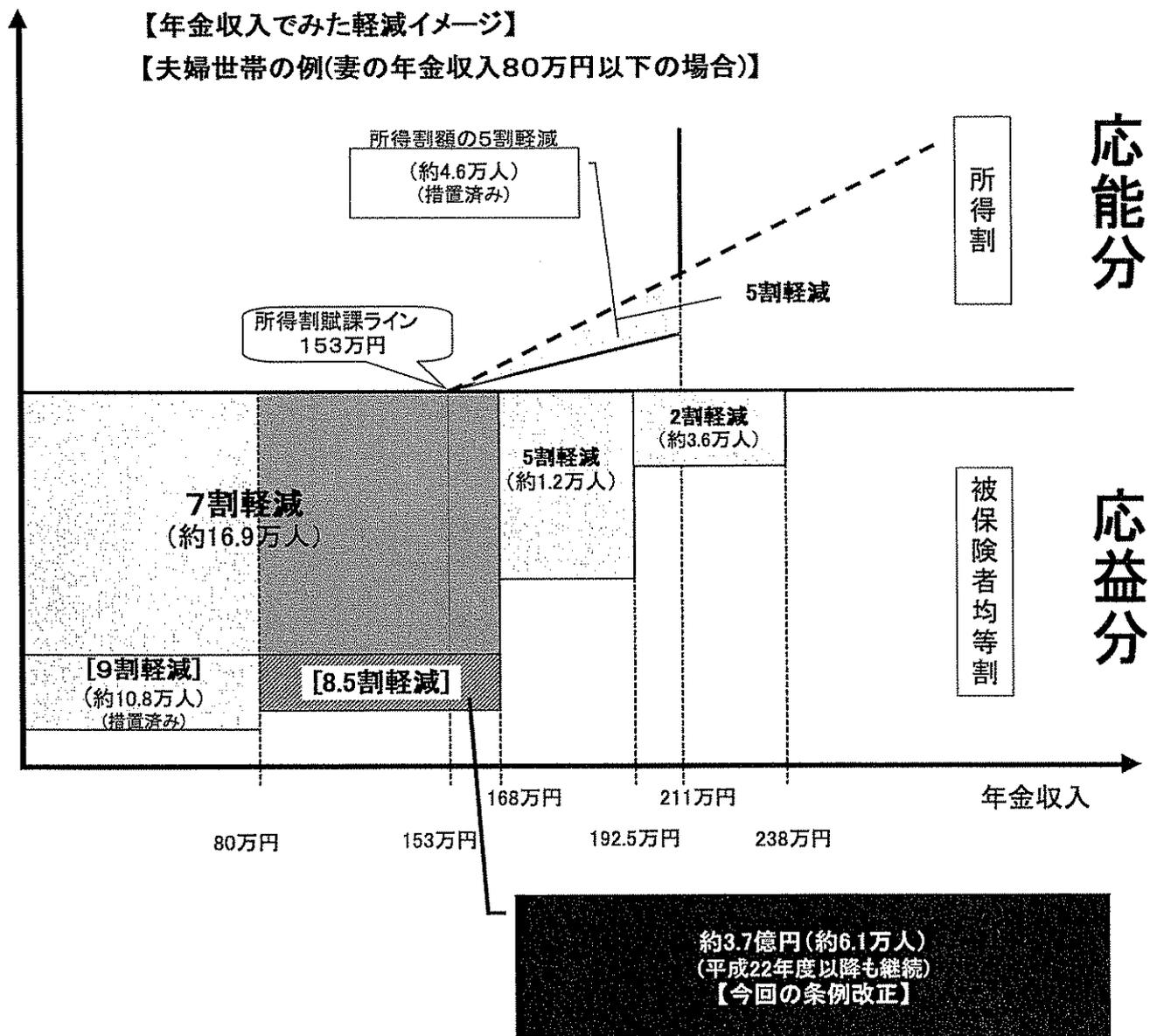
○当分の間、被保険者となってから2年間の軽減期間の規定をなくし、現行の被保険者均等割額の9割軽減を継続する。

(当該軽減措置による差額は国が負担(地方負担分は地方財政措置))

[所得の少ない被保険者に対する軽減]

○平成22年度以降においても、被保険者均等割額の7割軽減を一律8.5割軽減とする。

(当該軽減措置による差額は国が負担)



被用者保険の被扶養者であった被保険者

被保険者均等割額の9割軽減約23.7億円
(約6.6万人、上記の9割軽減者とは別)
(平成22年度以降も継続)
【今回の条例改正】

※図中の人数、額等は平成22年度の想定値。

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(所得割率)</p> <p>第9条 <u>平成22年度及び平成23年度の所得割率は、0.0</u></p> <p><u>775</u>とする。</p> <p>(被保険者均等割額)</p> <p>第10条 <u>平成22年度及び平成23年度の被保険者均等割額</u></p> <p>は、<u>40,300円</u>とする。</p> <p>第11条～第13条 (略)</p> <p>(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(所得割率)</p> <p>第9条 <u>平成20年度及び平成21年度の所得割率は、0.0</u></p> <p><u>796</u>とする。</p> <p>(被保険者均等割額)</p> <p>第10条 <u>平成20年度及び平成21年度の被保険者均等割額</u></p> <p>は、<u>42,530円</u>とする。</p> <p>第11条～第13条 (略)</p> <p>(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>前各号の場合における地方税法第314条の2第1項</u></p>

<p>2 前項各号の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとして計算する。</p> <p>3 保険料の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。</p> <p>4 前3項の規定により算定した額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。</p> <p>(被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額)</p>	<p>に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとして計算する。</p> <p>2 保険料の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。</p> <p>3 前2項の規定により算定した額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。</p> <p>(被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額)</p>
--	---

<p>第15条 被扶養者であつた被保険者（前条第1項第1号から第2号まで及び第2項の規定による減額がされなない被保険者に限る。）について、法第52条各号のいずれかに該当するに至つた日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であつた被保険者に対して課する被保険者均等割額は、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を控除した額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(徴収猶予)</p> <p>第17条 広域連合長は、被保険者又は連帯納付義務者（法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者）をいう。以下この条、次条及び第23条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合には、その申請により、</p>	<p>第15条 被扶養者であつた被保険者（前条第1項第1号、第1号の2、第2号及び第4号の規定による減額がされなない被保険者に限る。）について、法第52条各号のいずれかに該当するに至つた日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であつた被保険者に対して課する被保険者均等割額は、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を控除した額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(徴収猶予)</p> <p>第17条 広域連合長は、被保険者又は連帯納付義務者（法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者）をいう。以下この条、次条及び第23条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合には、その申請により、</p>
<p>第15条 被扶養者であつた被保険者（前条第1項第1号から第2号まで及び第2項の規定による減額がされなない被保険者に限る。）について、法第52条各号のいずれかに該当するに至つた日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であつた被保険者に対して課する被保険者均等割額は、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を控除した額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(徴収猶予)</p> <p>第17条 広域連合長は、被保険者又は連帯納付義務者（法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者）をいう。以下この条、次条及び第23条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合には、その申請により、</p>	<p>第15条 被扶養者であつた被保険者（前条第1項第1号、第1号の2、第2号及び第4号の規定による減額がされなない被保険者に限る。）について、法第52条各号のいずれかに該当するに至つた日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であつた被保険者に対して課する被保険者均等割額は、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を控除した額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(徴収猶予)</p> <p>第17条 広域連合長は、被保険者又は連帯納付義務者（法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者）をいう。以下この条、次条及び第23条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合には、その申請により、</p>

<p>その納付することができないと認められる金額を限度として、<u>6月</u>以内の期間に限り、その徴収を猶予することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(保険料に関する申告)</p> <p>第19条 被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者は、4月15日まで（保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、当該被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者の所得その他広域連合長が必要と認める事項を記載した申告書を広域連合長に提出しなければならない。ただし、当該被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者の前年中の所得につき地方税法第</p>	<p>その納付することができないと認められる金額を限度として、<u>6か月</u>以内の期間に限り、その徴収を猶予することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(保険料に関する申告)</p> <p>第19条 被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者は、4月15日まで（保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、当該被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者の所得その他広域連合長が必要と認める事項を記載した申告書を広域連合長に提出しなければならない。ただし、当該被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者の前年中の所得につき地方税法第</p>
---	--

<p>3 1 7 条の 2 第 1 項の申告書が市町村長に提出されている場合又は当該被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。</p> <p>第 2 0 条・第 2 1 条（略）</p> <p>（市町村が徴収すべき保険料の額）</p> <p>第 2 2 条 保険料の賦課期日後に被保険者が住所を有することとなった市町村（当該住所を有することとなった後に法第 5 5 条の規定により広域連合の区域外に住所を異動した場合については異動前の市町村）において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有することとなった日の属する月から<u>月割</u>をもつて行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に被保険者が住所を有しなくなった市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有しなくなった日の属する月の前月までの<u>月割</u>をもつて行う。ただし、当該被保険者が、法第 5 5 条の規定の</p>	<p>3 1 7 条の 2 第 1 項の申告書が市町村長に提出されている場合又は当該被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。</p> <p>第 2 0 条・第 2 1 条（略）</p> <p>（市町村が徴収すべき保険料の額）</p> <p>第 2 2 条 保険料の賦課期日後に被保険者が住所を有することとなった市町村（当該住所を有することとなった後に法第 5 5 条の規定により広域連合の区域外に住所を異動した場合については異動前の市町村）において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有することとなった日の属する月から<u>月割り</u>をもつて行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に被保険者が住所を有しなくなった市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有しなくなった日の属する月の前月までの<u>月割り</u>をもつて行う。ただし、当該被保険者が、法第 5 5 条の規定の</p>
--	--

<p>適用を受ける場合においては、これを適用しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第23条～附則第5条 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>平成22年度及び平成23年度の特定市町村区域内被</u> <u>保険者に対して課する保険料の所得割率及び被保険者均等</u> <u>割額は、別表に定める値とする。</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>附則第7条～附則第10条 (略)</p> <p>(平成20年度における所得の少ない者に係る被保険者均等 割額の減額の特例)</p> <p>第11条 平成20年度において、第14条第1項第1号に規 定する被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）に対 して課する被保険者均等割額は、<u>同号及び同条第4項の規定</u></p>	<p>適用を受ける場合においては、これを適用しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>第23条～附則第5条 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>平成20年度及び平成21年度の特定市町村区域内被</u> <u>保険者に対して課する保険料の所得割率及び被保険者均等</u> <u>割額は、別表に定める値とする。</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>附則第7条～附則第10条 (略)</p> <p>(平成20年度における所得の少ない者に係る被保険者均等 割額の減額の特例)</p> <p>第11条 平成20年度において、第14条第1項第1号に規 定する被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）に対 して課する被保険者均等割額は、<u>同条第1項第1号及び第3</u></p>
---	---

により算定した被保険者均等割額に6分の1を乗じて得た額
(その額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り
捨てた額)に3を乗じて得た額とする。

附則第12条～附則第14条 (略)

(平成22年度以降の特定期間における保険料の賦課総
額の算定の特例)

第15条 当分の間、平成22年度以降の特定期間におけ
る保険料の賦課総額の算定について第4条の規定を適用
する場合には、同条中「第14条又は第15条」
とあるのは、「第14条若しくは第15条又は附則第1
6条若しくは附則第17条」とする。

(平成22年度以降の各年度における被扶養者であった
被保険者に係る保険料の賦課の特例)
第16条 当分の間、平成22年度以降の各年度における
被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について
第15条の規定を適用する場合には、同条第1項

項の規定により算定した被保険者均等割額に6分の1を乗じ
て得た額(その額に100円未満の端数があるときは、当該
端数を切り捨てた額)に3を乗じて得た額とする。

附則第12条～附則第14条 (略)

中「被保険者（前条第1項第1号から第2号まで及び第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。）について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。

（平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第17条 当分の間、平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の規定を適用する場合には、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合には、適用しない。

別表（附則第2条・附則第6条関係）

市町村名	所得割率及び被保険者均等割額				
小鹿野町	<table border="1"> <tr> <td>所得割率</td> <td>0.0693</td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割額</td> <td>36,020円</td> </tr> </table>	所得割率	0.0693	被保険者均等割額	36,020円
所得割率	0.0693				
被保険者均等割額	36,020円				

別表（附則第2条・第6条関係）

市町村名	所得割率及び被保険者均等割額				
小鹿野町	<table border="1"> <tr> <td>所得割率</td> <td>0.0670</td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割額</td> <td>35,760円</td> </tr> </table>	所得割率	0.0670	被保険者均等割額	35,760円
所得割率	0.0670				
被保険者均等割額	35,760円				